

令和元年度第1回（第26回）東京都北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和元年7月31日（水）

午後6時30分～午後8時30分終了予定

会場：北とぴあ 14階スカイホール

○開会

○議題

1 「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けての検討

(1) 次世代育成支援行動計画部会の報告と対応について

(2) 支援事業計画部会の報告と対応について

2 子ども・子育て施策に係る報告事項

(1) 保育所待機児童の解消の取り組みについて

(2) 幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について

(3) 生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業について

(4) 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について

(5) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について

(6) 子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）による児童手当の電子申請の運用開始について

(7) 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検及び乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（平成30年度調査結果）

(8) 星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営について

3 その他

第4期にむけて

○閉会

※裏面あり

【配布資料】 委員名簿、事務局名簿、座席表

議題1(1)	資料 1-1	次世代育成支援行動計画の体系（部会後修正事務局案）
	資料 1-2	施策目標（部会後修正事務局案） ※資料 1-1 の裏面です
	資料 1-3	個別目標別事業
議題1(2)	資料 2	子ども・子育て支援事業計画（【今後の方向性】の追記）
議題2(1)	資料 3	保育所待機児童の解消の取り組みについて
議題2(2)	資料 4	幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について
議題2(3)	資料 5	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業について
議題2(4)	資料 6	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について
議題2(5)	資料 7	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について
議題2(6)	資料 8	子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）による児童手当の電子申請の運用開始について
議題2(7)	資料 9	児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検及び乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（平成30年度調査結果）
議題2(8)	資料 10	星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営について
議題1(2)	資料 2 追加 当日配布	子ども・子育て支援事業計画の概要ほか
議題3	資料 11 当日配布	第4期子ども・子育て会議 部会（案）

【次回会議】

9月11日（水） 第2回次世代育成支援行動計画部会 ※部会員のみ  
 10月 1日（火） 第27回子ども・子育て会議  
 いずれも18：30から北とぴあ14階スカイホール

### 第3期 子ども・子育て会議委員一覧

令和元年6月1日現在

構成	氏名	所属	備考
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	会長
	神長 美津子	國學院大學教授	副会長
	伊藤 秀樹	東京学芸大学講師	
	小田川 華子	首都大学東京客員教授	
区内団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	
	足立 賢一郎	北区民生委員児童委員協議会	
	木村 大輔	連合東京北地域協議会	
	佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	
	鹿田 昌宏	北区医師会	
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	
	田邊 茂	北区私立幼稚園協会	
	森 健太郎	北区立小学校PTA連合会	
区職員・ 関係行政機関	貝塚 一石	北区立小学校長会	
	香宗我部 まゆみ	北区立保育園長会	
	坂内 八重子	北区立児童館長会	
	服部 晶子	北区立幼稚園長会	
	横森 幸子	東京都北児童相談所	
区 民	今井 直樹	公募委員	
	大塚 麻子	公募委員	
	新保 友恵	公募委員	
	手塚 優子	公募委員	
人数 21名			

※五十音順、敬称略

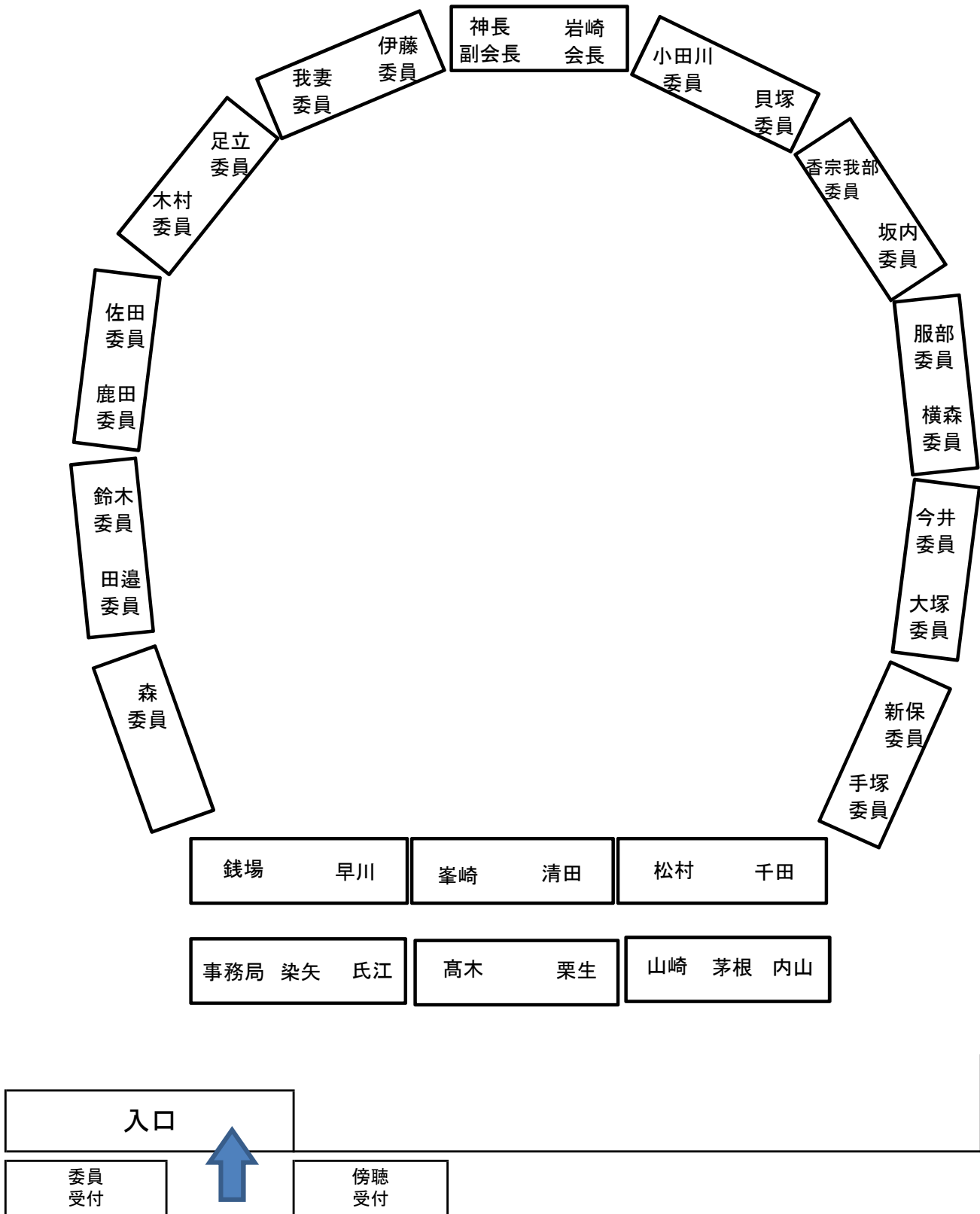
令和元年度北区子ども・子育て会議事務局名簿

役 職	元年度	次世代育成支 援行動計画部 会	支援事業計画部会
子ども未来部長	草川 雅子	○	○
教育振興部長	小野村 弘幸	○	○
健康福祉部長	峯崎 優二	○	○
多様性社会推進課長	茅根 薫	○	
健康推進課長	内山 義明	○	○
教育政策課長	松村 誠司	○	
学校支援課長	千田 琢己	○	○
教育指導課長	山崎 隆	○	
子ども未来課長	銭場 多喜夫	○	○
子ども環境応援担当課長	染矢 悠司	○	○
子どもわくわく課長	氏江 章	○	○
保育課長	高木 俊茂	○	○
子ども家庭支援センター所長	清田 初枝	○	○
子ども未来部副参事 (児童相談所開設準備担当)	栗生 隆一	○	

第26回子ども・子育て会議 座席表

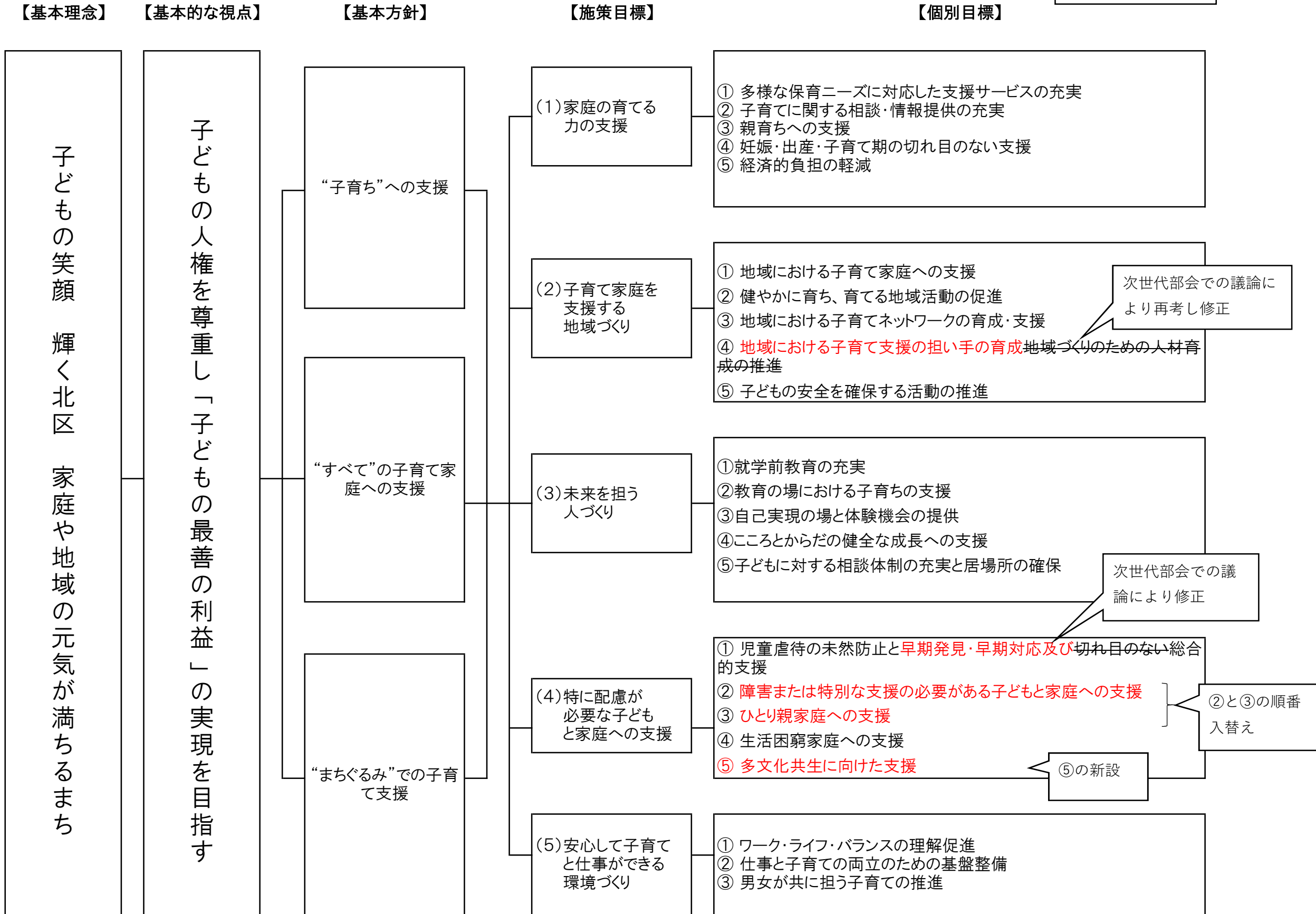
令和元年7月31日(水)

会場:北とぴあ 14階 スカイホール



# 次世代育成支援行動計画の体系(部会後事務局修正案)

資料1-1  
 子ども・子育て会議  
 令和元年7月31日  
 子ども未来課



# 施策目標（部会後事務局修正案）

## 施策目標1

### 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、親育ちへの支援、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導、総合的な相談支援拠点の整備を行い、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

表現の整理

## 施策目標4

### 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために、虐待の未然防止、早期発見・早期対応のためにへの取り組みを進めるとともに、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実など切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、特に配慮を必要とする、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援、及び多文化共生に向けた支援を進めます。

体系の変更案にあわせて順番と表現を修正

## 施策目標2

### 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、地域ぐるみによる子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場の提供するなど、の地域における子育て家庭への支援を充実するとともに、させます。また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、とそれを支える団体やボランティアが共に自分らしく子育て支援ができるネットワークを構築するためとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

次世代部会での議論により、表現を修正

## 施策目標5

### 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくり、男女が共に担う子育てなどを一層推進します。

## 施策目標3

### 未来を担う人づくり

次世代担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、子どもの居場所を確保し、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や教育の場における子育て支援を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

表現の重複により修正

## 4

## 個別目標別事業

### 施策目標（1）家庭の育てる力を支援

#### ① 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

- 今後10年は年少人口が増加する見込みであることを踏まえ、増大する保育サービスや学童保育のニーズに対応できるよう、施設の整備・誘致に取り組み、待機児童の解消を目指します。
- 保護者の様々な就労形態に伴う多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、多様な保育サービス・子育て支援サービスの提供体制を築きます。
- 保育の質の向上に向けて、研修の充実や保育人材の確保支援等、保育事業者・保育士への支援に取り組みます。
- 利用時間等のサービス内容については利用者のニーズを踏まえて検討します。

P1～2の「主な取り組み」の記載内容は、仕上がり前の参考です。詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画画部会で提示する予定です。

#### ◆主な取り組み

##### 1 保育所待機児童解消

待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら認可保育園を中心とした施設整備を計画的に推進します。

令和2年度	令和6年度
定員数 9,377 人	定員数 9,685 人

##### 2 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は放課後子ども教室（一般登録）の学童クラブ特例利用（※）で対応します。

令和2年度	令和6年度
定員数 3,180 人	定員数 3,220 人

※学童クラブ特例利用：放課後帰宅しても保護者が就労等のため留守になる家庭の4年生から6年生が対象。放課後子ども教室（一般登録）の利用と同様に、放課後ルームや校庭などで過ごします。学校休業日と学校で給食のない日は弁当を持参します。

子ども・子育て支援事業計画に掲載する教育・保育および地域子ども・子育て支援事業（13事業）については、目標値を掲載します。



## ② 子育てに関する相談・情報提供の充実

- 子育てや教育について、身近なところで相談できる体制と、専門的な相談につなげる仕組みを整えるとともに、各機関が連携し適切な相談支援を行います。
- 子どもに関わる総合的な相談拠点として、児童相談所の整備にあわせ、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、教育総合相談センター等の機能を一体的に整備します。
- 子育てに関する情報の周知を図り、子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用したさらなる情報提供に努めます。また、民間支援団体と連携・協働を進め、区民全体に情報の周知が図られるよう努めます。

### ◆主な取り組み

#### 1 利用者支援事業

子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集・情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援をします。区では子ども家庭支援センターの利用者支援事業と、王子・赤羽・滝野川健康支援センターの子育て世代包括支援センター事業があります。

令和2年度	令和6年度
4箇所	4箇所

#### 2 子ども・教育に関する複合施設の整備

旧赤羽台東小学校跡地に子どもに関する総合的な相談拠点として、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、児童相談所・一時保護所、教育総合相談センター等、子ども・教育に関する施設・機能の複合化を行い、子どもに関わる総合的な施設の整備を検討します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検討	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

#### 3 子育て応援サイトの充実

「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす子育て応援サイト“きたハピ”および“きたハピモバイル”では、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。また、さらなる情報の拡充を図り、利用登録者を増やすことで、より充実した情報発信をおこないます。

**P1～2の「主な取り組み」の記載内容は、仕上がりの参考です。詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。**

### ③ 親育ちへの支援

---

- 出産や子育てに不安を持つ保護者がいきいきと自信を持って子育てができるよう、子育て中の保護者が気軽に集い、情報交換や自分にあった子育ての仕方を学ぶことができる場を提供し、「親育ち」への取り組みを推進します。
- 子どもセンター（児童館）、保育園、健康支援センター、子ども家庭支援センター等、区民にとって身近な場所で、子育てに関する講座や講習会等を実施します。
- 子育てに関して学ぶ場を提供する民間の活動や、保護者同士の仲間づくり活動・学び合い活動を支援します。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## ④ 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援

- 妊娠、出産、子育ての各時期に保健師等による助言や母子保健サービス、子育て支援サービスを利用できるように継続的かつ包括的に実施し、切れ目のない支援を行います。
- 子どもセンター（児童館）、保育園等、身近な場所で気軽に相談できる体制を整えるとともに、専門的な相談が必要な場合には子育て世代包括支援センター（※）等につなげる体制を推進します。
- 妊娠時から就学前まで、継続してきめこまやかに見守り、「子育て応援団事業」などの実施を通じて子育てを応援するとともに地域への参加を促します。

### ◆主な取り組み

#### 1 妊産婦健康診査

妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。

令和2年度	令和6年度
妊婦健診 延べ 39,916 人	妊婦健診 延べ 41,136 人
産婦健診 3,632 人	産婦健診 3,743 人

#### 2 妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業

保健師や助産師が妊娠・産後の健康管理のための訪問を実施します。また、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、全戸訪問を実施し、子育て支援に関する必要な情報提供も行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。

令和2年度	令和6年度
訪問人数 2,774 人	訪問人数 2,859 人

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## ⑤ 経済的負担の軽減

---

- 私立幼稚園・認証保育所または外国人学校などに通園・通学する児童の保護者に対して、経済的負担を軽減する支援を行います。
- 子育てファミリー層の定住化を促進するため、より良い環境への住み替えや、三世帯同居または親元近居にかかる費用を助成します。
- 0歳から中学3年生までの子どもに係る保険診療適用の医療費や高校生の入院費の自己負担分を、区が全額助成します。

### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## 施策目標（２）子育て家庭を支援する地域づくり

### ① 地域における子育て家庭への支援

- 安心して子育てできるように、子どもセンター等子育て世代が集う支援拠点の整備を進めるとともに、拠点における交流事業や講座等の充実を図り、「孤育て」に陥りがちな親とのつながりを強化します。
- 幼稚園や保育園が在宅児を含めた子育て家庭に対し、地域に根ざした子育て支援施設として、子育てに対する情報や交流の場を提供します。
- 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子のきずなづくりを応援する活動を推進するとともに、子どもの学習意欲や体力等を高める基礎となる、基本的な生活習慣の定着に向けた支援を推進します。
- 地域住民が子育て家庭を支援する、ファミリー・サポート・センター事業等の利用しやすい環境を整えます。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## ② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

---

- 身近な子どもセンター（児童館）・保育園等にて、相談、サークル支援、交流促進、在宅乳幼児支援、地域におけるネットワークづくり等の総合的な子育て支援を行います。
- 特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働による事業に取り組みます。
- 地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等と、支援を必要とする家庭をつなげる体制を推進します。
- 地域円卓会議等において情報交換や連携を図り、地域の子どもへの支援を推進します。

### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

### ③ 地域における子育てネットワークの育成・支援

---

- 同じ目的を持って活動する関係各機関が情報提供を行い、横断的なネットワークを築くことで、より充実した子育て支援、環境づくりに取り組みます。
- 身近な場所で気軽に参加できる親子向けイベント等を通して、地域の中における子育て支援グループのネットワークや保護者同士のネットワークの形成に取り組みます。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

#### ④ 地域における子育て支援の担い手の育成

---

- 地域における子育て支援活動において、活動のリーダーや、各種ボランティア、福祉人材等、担い手となる人材を増やし、育て、長く定着してもらうことを目指します。また、地域の人々が活動に積極的に参画するための支援や、活動団体と行政との連携、協働による事業を進めます。
- 包括協定を締結している大学等と連携しながら、地域づくりのための人材育成を推進します。
- 地域における子育て支援の多様な担い手が、様々な子育て支援のニーズに応えられるよう、研修等を引き続き充実させて行きます。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。



## ⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進

---

- 地域安全・安心パトロールの実施や「区民情報メール」による不審者等に関する情報配信を行うとともに、保護者や学校をはじめ、区民や企業等と連携し、地域ぐるみで子どもたちの見守りを推進します。
- 子どもを犯罪から守るため、子どもが自分で自分の身を守るよう「子ども防犯教室」を実施し、安全への意識を高める事業を展開します。
- 子どもを車や自転車の事故から守るため、通学路に交通指導員を配置して指導・誘導を行います。また、大人も含めて事故防止やマナーの向上の啓発に努めます。
- 保育園、認定こども園、小・中学校の給食において、衛生管理や食物アレルギーへの対応を徹底し、安全で安心なおいしい手作りの給食を提供します。
- 健康影響の大きい子どもたちを受動喫煙から守るために、受動喫煙防止に関する周知、啓発を行うとともに、受動喫煙の防止に必要な環境整備の取り組みを進めます。

### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## 施策目標（3） 未来を担う人づくり

### ① 就学前教育の充実

- 小学校就学時の環境の変化による不安や不適応を解消するため、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施します。また、小学校での学習や生活への理解を深めて円滑な接続を図るために、就学前教育・保育の充実を図ります。
- 就学前教育・保育の充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行します。
- 教育・保育の充実に向けて、教職員の研修・研究活動を支援し、推進します。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## ② 教育の場における子育ての支援

---

- 児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。
- 通学区域の重なる幼稚園、小学校、中学校がグループ（サブファミリー）で、連携・協力体制をとりながら交流事業や研究事業に取り組むことにより、質の高い教育環境を創造します。また、サブファミリーを基盤として北区独自の小中一貫教育に取り組みます。
- 北区初となる「施設一体型小中一貫校」を設置し、その取り組みと成果を他の小・中学校で活用することにより、小中一貫教育をより一層推進します。
- 学校や地域の特性に合わせたカリキュラム・マネジメントにより、教育活動の質の向上を図ります。
- 教員の授業力向上のために、新学習指導要領の全面実施にあわせ、英語やプログラミング等の新たな教育課題に取り組みます。

### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

### ③ 自己表現の場と体験機会の提供

---

- 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然や文化芸術とのふれあいや、異なる世代の人々、区内外の様々な人々との交流など、様々な体験活動の機会を充実します。
- 子どもたちの自立や社会に貢献する喜びの実感のため、地域活動やボランティア活動、区政に関わる活動を含めた幅広い社会参加の機会を、地域や学校等と連携して充実します。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

#### ④ こころとからだの健全な成長への支援

---

- 子どもたちの社会性や創造力を育み、子どもたちの健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を行います。
- 子どもが自己肯定感と権利の主体としての自覚を持ち、その人権が尊重されるよう、子どもの権利擁護に関する啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。
- 乳幼児の健全な成長・発達と健康を守るため、定期健康診査や予防接種、正しい知識を普及させるための講習会を実施します。
- 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力を育成します。
- 食育や病気・依存症予防の啓発等を行い、様々な側面から子どもの健やかな心身育成を図ります。
- 性の多様性に向けての正しい理解と知識の普及啓発を行います。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## ⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

---

- 子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備し、児童相談行政の更なる充実・強化を図ります。
- 小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーを派遣する等、専門家が子どもたちの抱える問題を受け止め、関係機関が連携し、解決に取り組みます。
- 子どもセンターやティーンズセンター、放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な交流活動を展開します。
- 小学校全校に導入される放課後子ども総合プランの活動の充実を図ります。

### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## 施策目標（４）特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

### ①児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び総合的支援

- 子ども家庭支援センターを中心に、関係各課、関係機関との情報共有をはじめとした連携を強化するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進し、増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 児童相談所の設置に向けて、都や他区と協力し、施設整備や人材育成等の検討・準備を推進します。
- 要保護児童対策地域協議会、配偶者からの暴力防止連絡協議会の機能を充実し、子ども家庭支援センターと児童相談所、健康支援センター、保育園、学校、子どもセンター（児童館）など関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。

#### ◆主な取り組み

##### 1 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

（確保目標）

令和2年度	令和6年度
訪問実件数 847 人	訪問実件数 921 人

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## ②障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

---

- 障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるよう関係機関と連携しながら、子ども発達支援センターさくらんぼ園を中心として発達支援を行います。また、さくらんぼ園を児童発達支援センターとし、保育所等訪問支援を実施するなど、事業の充実を図ります。
- 特別支援教育の推進体制のさらなる整備とともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育の一層の充実を図ります。

### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。



### ③ ひとり親家庭への支援

---

- 生活の中に多くの課題を抱えている家庭に対し、生活全般に係る悩み事の相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備します。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。
- 子育てと就業を両立させることができるよう、保育園や学童クラブの利用に際しての配慮を行います。
- 居住支援協議会において、ひとり親家庭等住宅確保要配慮者の、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要な仕組みについて協議します。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

#### ④ 生活困窮家庭への支援

---

- 生活困窮家庭の支援について、子ども食堂など、子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体等と連携した多岐に渡る支援を行います。
- 生活保護世帯の子どもが、経済的な事情で進学をあきらめることがないように、学習のための費用の助成を行います。
- 子どもが元気で健やかに学校生活を過ごせるよう、家庭の経済事情に応じて給食費や学用品費などの費用を援助します。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## ⑤ 多文化共生に向けた支援

---

- 外国人の子どもの就学機会が適切に確保されるよう周知していくとともに、日本語活用が困難な児童・生徒が日本語を習得できるよう支援していきます。
- 日本語活用が困難な保護者に対しては、多言語による子育てに関する情報の提供を推進します。

### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## 施策目標（５）安心して子育てと仕事ができる環境づくり

### ① ワーク・ライフ・バランスの理解促進

- 性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの重要性の周知活動を行い、さらなる理解促進に努めます。
- すべての人がライフステージに合わせた自分らしい多様な生き方ができるよう、キャリア形成や就労・復職に対する支援、働き方改革、家庭における固定的な役割分担の意識啓発等、様々な取り組みを推進します。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

## ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

---

○仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や労働条件を整備する企業の取り組みを支援します。

### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

### ③ 男女が共に担う子育ての推進

---

- 男女の固定的役割分担意識を解消し、男女ともに育児や家事に積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校の日常活動の中で、子どもたちが発達段階に応じて男女共同参画の考え方を身につけることができるよう配慮を行うとともに、男女の固定的役割分担にとらわれないキャリア教育を推進します。

#### ◆主な取り組み

「主な取り組み」の詳細につきましては、9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会で提示する予定です。

# 子ども・子育て支援事業計画の概要ほか

## 1. 子ども・子育て支援事業計画とは

- ◆子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」。
- ◆5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であり、「見込量」と「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

## 2. 市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する事項

### ◆教育・保育の提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。

#### 《区域設定のポイント》

- 区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定。
- 区域は教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本だが、実態に応じて認定区分(1～3号)ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することができる。

### ◆幼児期の学校教育・保育

#### <見込量>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳)<2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳)<3号>

#### <確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育所で確保

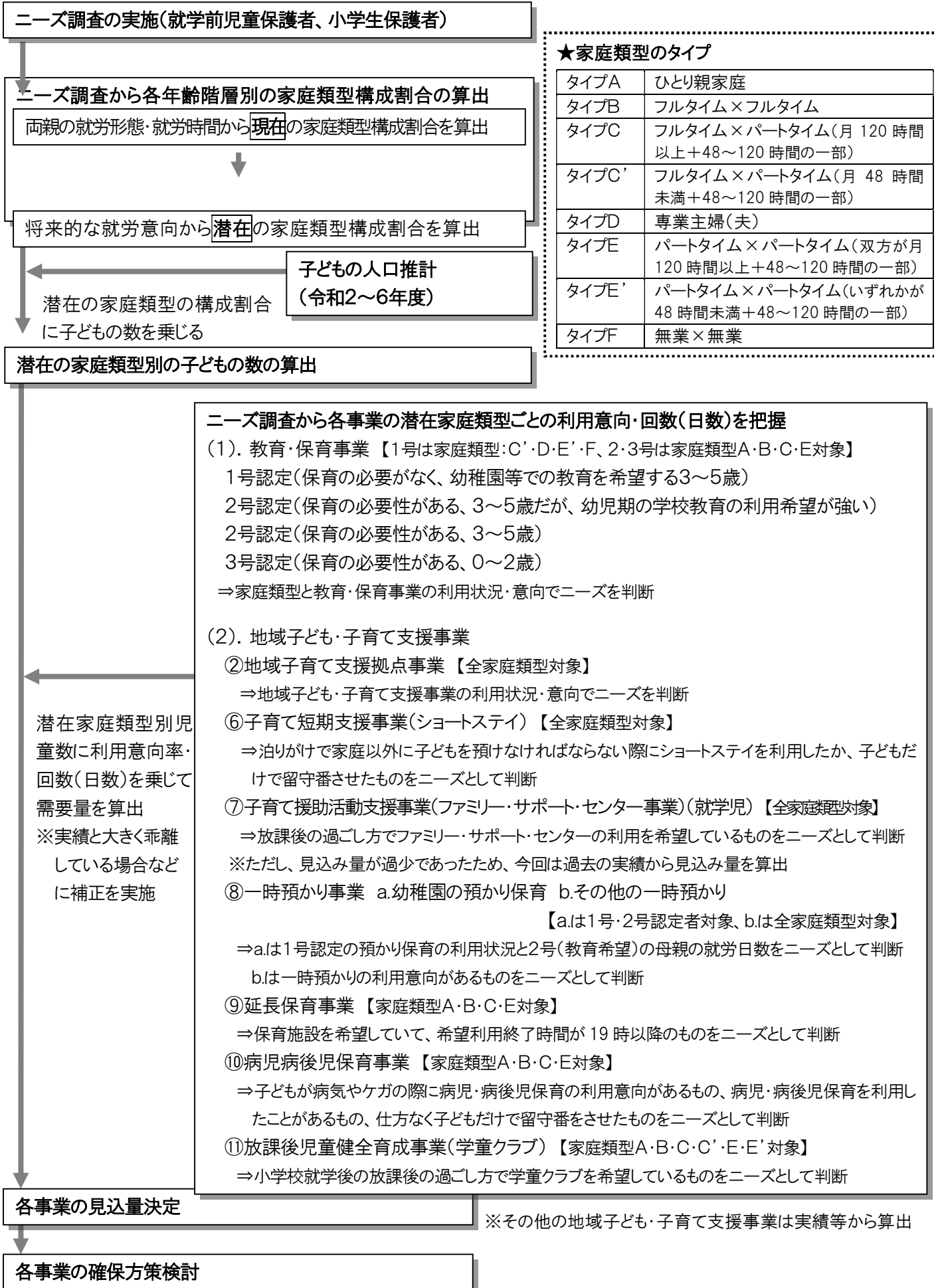
### ◆地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

見込量

確保の内容  
・実施時期

### 3. 子ども・子育て支援事業計画の見込量算出フロー





## 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

ここでは、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、本区における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、各事業の見込み量や確保方策を定めていきます。

## 2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域(赤羽地区、王子地区、滝野川地区)に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

## 3 人口推計

人口推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
					(人)
0～5歳	17,067	17,494	17,878	18,245	18,331
6～11歳	13,849	14,142	14,464	14,867	15,288

出典：北区人口推計調査報告書(平成30年3月)

## 4

## 子ども・子育て支援事業計画の体系

(1) 幼児期の教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育園 認定こども園※(保育利用分) 地域型保育※</li> <li>② 幼稚園 認定こども園(教育利用分)</li> </ul>
---------------	--

① 保育園は3区域、② 幼稚園、認定こども園は1区域

(2) 地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者支援事業</li> <li>② 地域子育て支援拠点事業</li> <li>③ 妊婦健康診査</li> <li>④ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>⑤ 養育支援訪問事業</li> <li>⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)</li> <li>⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)(就学児※)</li> <li>⑧ 一時預かり事業</li> <li>⑨ 延長保育事業</li> <li>⑩ 病児病後児保育事業</li> <li>⑪ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)</li> <li>⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ul>
-------------------	---

①から⑩は1区域、⑪は3区域、⑫、⑬は区域の設定なし(見込み量を算出しないため)

※認定こども園: 幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※地域型保育: 原則 19 人以下の少人数単位で0~2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

7月3日の支援事業計画部会以降、各事業の【今後の方向性】を追記しました。

資料2  
子ども・子育て会議  
令和元年7月31日  
子ども未来課

## 子ども・子育て支援事業計画(【今後の方向性】の追記)

### (1) 幼児期の学校教育・保育

#### ① 保育園 認定こども園(保育利用分) 地域型保育

##### 【今後の方向性】

- 認可保育所の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育所を中心とした整備を進めます。
- 多様なサービスを選択できるよう、保育事業の充実を図ります。
- 地域ごとの偏在や需給バランスの不均衡が発生した場合は、状況に応じて解決策を検討し、調整を行います。

#### ■ 北区全域

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	4,399	3,384	726	4,684	3,366	729	4,761	3,469	745	4,886	3,558	747	5,032	3,503	731	
②確保方策	特定教育・保育施設※	4,968	3,209	718	5,181	3,292	730	5,181	3,292	730	5,181	3,292	730	5,181	3,292	730
	特定地域型保育事業※	0	260	108	0	260	108	0	260	108	0	260	108	0	260	108
	認可外保育施設等	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26
②-①過不足	569	173	126	497	274	135	420	171	119	295	82	117	149	137	133	

〔量の見込み〕 利用実績から算出した入所希望率を基に算出

〔確保方策〕 人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定

- ※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：  
幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。
- ※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。  
1号認定…保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳  
2号認定…保育の必要性がある、3～5歳  
3号認定…保育の必要性がある、0～2歳

なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2)幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地区

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,843	1,394	265	1,964	1,372	274	2,026	1,390	280	2,082	1,420	282	2,126	1,431	280	
②確保方策	特定教育・ 保育施設※	2,170	1,296	291	2,274	1,332	300	2,274	1,332	300	2,274	1,332	300	2,274	1,332	300
	特定地域型 保育事業※	0	56	24	0	56	24	0	56	24	0	56	24	0	56	24
	認可外保育 施設等	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18
②-① 過不足	327	14	68	310	72	68	248	54	62	192	24	60	148	13	62	

■ 王子地区

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,455	1,087	252	1,580	1,070	242	1,603	1,115	247	1,690	1,137	244	1,770	1,082	236	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,655	1,099	244	1,655	1,099	244	1,655	1,099	244	1,655	1,099	244	1,655	1,099	244
	特定地域型 保育事業	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36
	認可外保育 施設等	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8
②-① 過不足	200	139	36	75	156	46	52	111	41	▲35	89	44	▲115	144	52	

■ 滝野川地区

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,101	903	209	1,140	924	213	1,132	964	218	1,114	1,001	221	1,136	990	215	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,143	814	183	1,252	861	186	1,252	861	186	1,252	861	186	1,252	861	186
	特定地域型 保育事業	0	109	48	0	109	48	0	109	48	0	109	48	0	109	48
	認可外保育 施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-① 過不足	42	20	22	112	46	21	120	6	16	138	▲31	13	116	▲20	19	

## ○3号認定子どもの保育利用率

### ■ 北区全域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	4,409	4,504	4,504	4,504	4,504
0-2歳推計人口	8,780	9,157	9,410	9,574	9,412
保育利用率	50.22%	49.19%	47.86%	47.04%	47.85%

### ■ 赤羽地区

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,741	1,786	1,786	1,786	1,786
0-2歳推計人口	3,686	3,829	3,890	3,956	3,967
保育利用率	47.23%	46.64%	45.91%	45.15%	45.02%

### ■ 王子地区

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514
0-2歳推計人口	2,676	2,883	2,985	3,011	2,880
保育利用率	56.58%	52.51%	50.72%	50.28%	52.57%

### ■ 滝野川地区

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,154	1,204	1,204	1,204	1,204
0-2歳推計人口	2,418	2,445	2,535	2,607	2,565
保育利用率	47.73%	49.24%	47.50%	46.18%	46.94%

※満3歳未満の子どもの数全体に占める保育の利用率は、子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」により、計画の必須記載事項とされています。

## ② 幼稚園 認定こども園(教育利用分)

### 【今後の方向性】

○就学前教育の更なる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

(人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		
① 量の 見込み	北区の子ども	2,219	1,159	2,234	1,166	2,268	1,184	2,321	1,213	2,386	1,249
		3,378		3,400		3,452		3,534		3,635	
	他区市町村の 子ども	1,859		1,837		1,785		1,703		1,602	
② 確保 方策	北区の子ども	3,378		3,400		3,452		3,534		3,635	
	特定教育・ 保育施設	439		442		449		459		473	
	確認を受け ない幼稚園	2,939		2,958		3,003		3,075		3,162	
	他区市町村の 子ども	1,859		1,837		1,785		1,703		1,602	
	特定教育・ 保育施設	241		239		232		221		208	
	確認を受け ない幼稚園	1,617		1,598		1,553		1,482		1,394	
②-①過不足		0		0		0		0		0	

〔量の見込み〕 「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。

「他区市町村の子ども」は各年度の募集定員数(確保方策)から、北区の子どもの量の見込み数を差し引いた数とする。

〔確保方策〕 募集定員数から算出。

「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。

特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、募集定員総数に対する各募集定員数の割合を乗じて算出。

「他区市町村の子ども」は、募集定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

特定教育・保育施設:区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園(教育利用分)

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### ① 利用者支援事業

#### 【事業概要】

子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

具体的には次の業務を行います。

#### ① 利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

#### ② 地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

#### ③ 本事業の実施に当たり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

#### 【今後の方向性】

○妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し、早期から関わりを持つとともに、必要に応じて関係機関とも連携して支援を推進します。

○子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行っていきます。

(箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	4	4	4	4	4

〔確保方策〕「特定型」：利用者支援を実施する窓口。子ども家庭支援センター1箇所  
「母子保健型」：王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター3箇所で実施する子育て世代包括支援センター事業  
引き続き、地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現を図ります。

## ② 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### 【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を今後も進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供をおこないます。
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待などさまざまな相談に対応していきます。

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	286,264	298,103	306,047	311,197	306,110
確保方策	286,264	298,103	306,047	311,197	306,110
過不足 (確保方策-量の見込み)	0	0	0	0	0

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

0-2歳の保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用意向回数(年間)」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数(年間)」を各年の該当年児の人数に乘じ、そこから1~2歳の3号認定は保育所等に入るため、利用意向から一定数を減じた。

〔確保方策〕 量の見込みの100%を確保する。



### ③ 妊婦健康診査

#### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### 【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産を目指します。

	延べ回数（ ）内は実人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	39,916回 (3,632人)	41,004回 (3,731人)	41,916回 (3,814人)	41,982回 (3,820人)	41,136回 (3,743人)
確保方策	39,916回 (3,632人)	41,004回 (3,731人)	41,916回 (3,814人)	41,982回 (3,820人)	41,136回 (3,743人)
過不足 (確保方策-量の見込み)	0回 (0人)	0回 (0人)	0回 (0人)	0回 (0人)	0回 (0人)

注：上段が延べ受診回数。下段カッコ書きが実受診者数。

〔量の見込み〕 人口推計から予測した妊婦数(母子手帳交付数)に、1人あたりの平均受診回数(実績)を乗じて算出。

〔確保方策〕 量の見込みの100%を確保する。

## ④ 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### 【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,774	2,850	2,914	2,918	2,859
確保方策	2,774	2,850	2,914	2,918	2,859
過不足 (確保方策－量の見込み)	0	0	0	0	0

〔量の見込み〕 各年の0歳児推計数に、92.2%(里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合)を乗じた。

〔確保方策〕 量の見込みの100%を確保する。

## ⑤ 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

### 【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	847	866	886	907	921
確保方策	847	866	886	907	921
過不足 (確保方策-量の見込み)	0	0	0	0	0

〔量の見込み〕 対象年齢人口に対する訪問家庭数の割合実績から推計。

〔確保方策〕 量の見込みの100%を確保する。

## ⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

### 【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。

### 【今後の方向性】

- 現在、宿泊を伴う養育支援の需要は必ずしも高くはありませんが、ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 利用者がより使いやすい事業となるよう、対象年齢の拡大や利用目的の拡充などを検討していきます。

	(延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	934	957	978	998	1,003
確保方策	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077
過不足 (確保方策－量の見込み)	143	120	99	79	74

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

泊りがけで家族以外に子どもを預けなければならない際にショートステイを利用したか、子どもだけで留守番させたものに、その平均日数を乗じる。

〔確保方策〕 1日あたり利用人数を3人とし、開所日数を乗じて算出。

※1日の定員はトワイライトステイと合わせて5人まで

## ⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児※)

### 【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

### 【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,088	4,175	4,270	4,389	4,513
確保方策	4,608	4,608	4,608	4,608	4,608
過不足 (確保方策－量の見込み)	520	433	338	219	95

〔量の見込み〕 過去の利用申込数の実績を基に利用意向率を算出し、各年の6-11歳人口推計に乗じて算出。

※未就学児の利用については、⑧の一時預かり事業で量を見込んでいます。

〔確保方策〕 実働サポート会員160人が月6回活動すると想定し、就学児分の利用割合を乗じて算出。

## ⑧ 一時預かり事業

### 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育(幼稚園)、一時保育(保育園)を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり(「幼稚園型」という。)や保育園等の空き定員を利用した一時預かり(「余裕活用型」という。)等、いくつかの種類があります。

### 【今後の方向性】

- 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題(子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等)の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。
- 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業(預かり保育)を推奨し、待機児童対策に資することを目指します。

#### <幼稚園の一時預かり>(預かり保育)

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
確保方策	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
過不足 (確保方策-量の見込み)	0	0	0	0	0

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間就労日数を乗じた延べ人数を合計する。

〔確保方策〕 幼稚園:量の見込みの100%を確保する。

＜幼稚園以外＞（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業（就学前）、トワイライトステイ）  
 （延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43,247	45,406	46,855	47,795	43,867
確保方策	34,630	36,130	36,130	36,130	36,130
過不足 （確保方策－量の見込み）	▲ 8,617	▲ 9,276	▲ 10,725	▲ 11,665	▲ 7,737

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

- ①0-2歳の保護者について、一時預かりを利用したい者の数に平均希望日数を乗じる。
- ②「ベビーシッター、その他の利用日数」を差し引く。
- ③3号認定は保育所等に入るため利用意向・利用意向日数から除く
- ④利用意向日数の上限は240日とする。

〔確保方策〕 各事業の利用可能数を今後の整備計画を踏まえて合計する。

## ⑨延長保育事業

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。

### 【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,597	1,637	1,673	1,707	1,716
確保方策	1,670	1,770	1,770	1,770	1,770
過不足 (確保方策－量の見込み)	73	133	97	63	54

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。  
保育園を利用または希望している人で、利用希望時間が19時以降とした人数。

〔確保方策〕 各園の延長保育定員数を今後の整備計画に基づき算出



## ⑩ 病児病後児保育事業

### 【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

### 【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全、安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 施設型については、既存施設の利用状況等を踏まえ、地域バランスにも配慮しながら、新たな施設の整備を検討していきます。
- 平成27年度に開始した利用料金助成型病児保育事業については、病中における施設往來の負担にも配慮し、補完的な制度として継続していきます。

	(延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,296	3,378	3,452	3,523	3,540
確保方策	2,080	3,120	4,420	4,420	4,420
過不足 (確保方策－量の見込み)	▲1,216	▲258	968	897	880

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

子どもが病気やケガの際に、病児・病後児保育を利用したことがある人数と、仕方なく子どもだけで留守番をさせた人数から、その平均利用希望日数を乗じた。

〔確保方策〕 今後の整備計画を踏まえた病児病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

## ⑪ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

### 【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

### 【今後の方向性】

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
- 待機児童の解消については、学校内および周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めます。
- 小学校4年生以上の児童については、放課後子ども総合プランの一般登録特例利用で対応していますが、児童が必要な支援を受けられる環境を確保できるよう事業の充実を検討していきます。
- 学童クラブの育成時間の拡大については、利用者のニーズを踏まえ検討していきます。

### ■ 北区全域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	1,082	1,118	1,173	1,191	1,207
2年生 量の見込み	893	924	967	984	997
3年生 量の見込み	724	752	788	801	811
1～3年生 量の見込み 合 計	2,699	2,794	2,928	2,976	3,015
1～3年生 確保方策	3,180	3,220	3,220	3,220	3,220
過 不 足 (確保方策一量の見込み)	481	426	292	244	205
4年生 量の見込み	374	382	393	393	396
5年生 量の見込み	120	122	126	126	128
6年生 量の見込み	37	38	39	39	39
4～6年生 量の見込み 合 計	531	542	558	558	563
4～6年生 確保方策	0 ※				

〔量の見込み〕 学童クラブの利用実績から算出した利用希望率を基に算出。

〔確保方策〕 人口推計及び学校ごとの利用希望率を基に、各年度の定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

※各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録(一部児童館)の特例的な利用としています。

■ 赤羽地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生量の見込み	510	518	534	528	533
2年生量の見込み	421	428	440	436	440
3年生量の見込み	342	349	359	356	358
1～3年生量の見込み 合 計	1,273	1,295	1,333	1,320	1,331
1～3年生確保量	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
過 不 足 (確保方策—量の見込み)	242	220	182	195	184
4年生量の見込み	157	159	162	161	163
5年生量の見込み	50	51	52	52	53
6年生量の見込み	16	16	16	16	16
4～6年生量の見込み 合 計	223	226	230	229	232
4～6年生確保量	0 ※				

■ 王子地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生量の見込み	298	312	331	350	350
2年生量の見込み	246	258	273	289	289
3年生量の見込み	199	210	222	235	235
1～3年生量の見込み 合 計	743	780	826	874	874
1～3年生確保量	875	875	875	875	875
過 不 足 (確保方策—量の見込み)	132	95	49	1	1
4年生量の見込み	105	110	110	107	110
5年生量の見込み	34	35	35	34	35
6年生量の見込み	10	11	11	10	11
4～6年生量の見込み 合 計	149	156	156	151	156
4～6年生確保量	0 ※				

■ 滝野川地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	274	288	308	313	324
2年生 量の見込み	226	238	254	259	268
3年生 量の見込み	183	193	207	210	218
1～3年生 量の見込み 合 計	683	719	769	782	810
1～3年生 確保量	790	830	830	830	830
過 不 足 (確保方策-量の見込み)	107	111	61	48	20
4年生 量の見込み	112	113	121	125	123
5年生 量の見込み	36	36	39	40	40
6年生 量の見込み	11	11	12	13	12
4～6年生 量の見込み 合 計	159	160	172	178	175
4～6年生 確保量	0 ※				

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

---

### 【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付をおこなっていきます。

## ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

---

### 【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

#### ①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

#### ②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助します。

### 【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者および対象者への適切な支援を実施していきます。

### 資料3

子ども・子育て会議資料  
令和元年7月31日  
子ども未来部子ども環境応援担当課  
子ども未来部保育課

#### 保育所待機児童の解消の取り組みについて

##### 1 待機児童解消のための児童受け入れ数増の実績及び今後の見込み

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成30年4月期時点の受け入れ可能数	793	1,714	1,842	1,621	1,488	1,459	8,917
平成31年4月期までの増数	27	0	6	70	83	114	300
令和2年4月期までの増数	24	44	50	54	54	54	280

※上表の数は、入所調整施設に加え、区が補助を行っている施設（認証保育所、家庭福祉員）の受け入れ可能数を含む。

##### 2 令和2年4月開設予定施設

###### (1) (仮称) ココファン・ナーサリー田端

設置主体：株式会社 学研ココファン・ナーサリー  
品川区西五反田2-11-8

場 所：田端1-12（以下未定）

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	10	10	11	11	11	59

延長保育：2時間を予定

###### (2) (仮称) 王子神谷雲母<sup>きらら</sup>保育園

設置主体：株式会社 モード・プランニング・ジャパン  
中央区銀座7-16-12

場 所：王子5-22（以下未定）

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
3	9	12	12	12	12	60

延長保育：2時間を予定

### 3 待機児童の状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成31年4月	16	67	27	9	0	0	119
平成30年4月	3	29	2	8	0	0	42
平成29年4月	31	35	5	11	0	0	82

※平成29年度は従前のカウント方式、平成30年度以降は新カウント方式による値としている。

(地区別の内訳)

地区	平成30年4月						平成31年4月					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
浮間	0	0	0	0	0	0	0	4	5	0	0	9
赤羽西	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	5
赤羽東	0	0	0	0	0	0	1	20	2	0	0	23
王子西	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
王子東	0	0	0	0	0	0	0	6	17	1	0	24
滝野川西	3	19	2	8	0	32	9	19	3	4	0	35
滝野川東	0	10	0	0	0	10	5	10	0	4	0	19
計	3	29	2	8	0	42	16	67	27	9	0	119

### 4 今後の待機児童解消策について

- 待機児童数の多い滝野川地域（田端駅～上中里駅周辺）及び赤羽東地区について私立認可保育園の新規募集を行う。
- 民間施設の誘致を基本としながらも、あらゆる方策を検討し、地域の保育需要、3歳児等の受け入れ数の確保に配慮しながら進める。



【参考】案内図

2 (1)

(仮称) ココファン・ナーサリー田端

所在地：田端1-12 (以下未定)



2 (2)

(仮称) 王子神谷雲母保育園<sup>きらら</sup>

所在地：王子5-22 (以下未定)



子ども・子育て会議資料  
 令和元年7月31日  
 子ども未来部保育課  
 子ども未来部子ども環境応援担当課  
 子ども未来部子ども家庭支援センター  
 教育振興部学校支援課

幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について

## 1 要 旨

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、保育の必要性のある保護者については、認可外保育施設への利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助を開始する。保護者が補助を受ける際には、サービスの利用開始前に保育の必要性の認定を受けるとされている。については、今後速やかに関連する区規則の改正を行い、補助対象となる保護者に対し、認定の申請に関する周知等を行う。

## 2 保育の必要性の認定及び補助内容

### (1) 保育の必要性の認定

申請受付は、下表のとおり、原則児童が在籍している施設の所管課が窓口となる。なお、認可保育所・地域型保育事業への入所申請を行っている保護者は、一定の条件のもと、確認書類の提出などを省略できることとする。

在籍施設	所管課	窓口
認可外保育施設等※	保育課	第1庁舎2階
公立幼稚園・認定こども園	学校支援課	滝野川分庁舎1階
私立幼稚園・認定こども園	子ども環境応援担当課	滝野川分庁舎1階

※在籍施設がなく、一時預かり保育やファミリーサポート事業等を利用する場合もここに含む。

### (2) 補助内容

#### ① 認可外保育施設等利用料

月額 37,000 円を上限（0 歳～2 歳の非課税世帯は月額 42,000 円が上限。ただし、認証保育所の利用者については、東京都による上乗せの助成を行う予定。）

## ②預かり保育利用料

幼稚園等に在籍の場合

月額 11,300 円を上限（1 日上限 450 円）

## ③その他の条件

○当該児童が認可保育園・地域型保育事業所等に在籍している場合は、①②の利用料補助を受けることはできない。

○在籍している施設がない場合は、月額 37,000 円を上限に複数のサービスの補助を受けることができる。

## 3 スケジュール

令和元年	7月上旬	東京都北区子ども・子育て支援法施行細則改正
	7月中旬	保護者への周知及びホームページで公表
	9月	施設利用認定の申請受付及び決定
	9月	保育料無償化等条例改正上程
	10月	幼児教育・保育無償化開始

### 【参考】令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化への対応

#### (1) 条例改正

公私立保育所及び公立幼稚園・認定こども園の保育料について、第三回定例会で関係する条例の一部改正を行う。

#### (2) 規則改正

子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園の保育料についても、同様に規則改正を行う。

#### (3) 要綱改正

従来型幼稚園に在籍する児童のいる世帯には、原則として所得に関わらず保育料相当分の就園奨励費を支給するよう改正を行う。

## 生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業について

## 1 要 旨

北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、平成29年10月からひとり親世帯等の中学1年生及び2年生への学習支援事業「みらいきた」を開始し、平成30年度は生活困窮世帯も対象に加えて実施した。

本年度からは、中学3年生も対象に加え、区有施設5か所、定員180名で事業を実施するにあたり、平成31年4月に受講希望者の募集及び令和元年5月に再募集を行い、三者面談後、受講者及び受講予定者を決定したことを報告する。

## 2 事業の概要

## (1) 対象

生活保護・就学援助・児童育成手当受給世帯の中学生

## (2) 募集方法

対象世帯への募集通知を送付（4月に募集、5月に再募集を実施）

## (3) 実施場所（実施曜日）

- ①王子東地区の区施設（金曜日）
- ②赤羽西地区の区施設（土曜日）
- ③赤羽東地区の区施設（月曜日）新規実施会場
- ④滝野川西地区の区施設（水曜日）
- ⑤滝野川西（王子西）地区の区施設（木曜日）新規実施会場

※すべての会場で、週1回2時間程度（18時45分～20時45分）実施。

※実施場所は非公表。受講決定者のみへ通知。

## (4) 実施主体

株式会社エデュケーショナルネットワーク（栄光ゼミナール）

## (5) 実施内容

初日に学力テストを実施し、学力テストの結果に基づき受講者一人ひとりの学力に応じたテキストを配布して、受講者2名に対し、学習支援員を1名配置した学習支援を実施する。

実績のある法人へ委託し、高校進学を見据えた質の高い学習支援により、学習習慣の定着だけでなく学力向上を実現する。

(6) 選考結果【令和元年6月14日現在】

会場（区有施設）	受講者 （予定者含む）	内訳		
		中学1年生	中学2年生	中学3年生
王子東地区	30名	11名	8名	11名
赤羽西地区	30名	4名	13名	13名
赤羽東地区	50名	15名	20名	15名
滝野川西地区	30名	9名	9名	12名
滝野川西（王子西）地区	40名	11名	14名	15名
計	180名	50名	64名	66名

※応募状況 当初申込 159名（内3名はその後辞退）

再募集申込 41名

※17名が落選のため、受講待機中

（受講辞退者が出た場合に連絡する旨を通知）

### 3 スケジュール

平成31年 4月 受講者募集（当初募集）

受講予定者三者面談

（王子東地区、赤羽西地区、滝野川西地区）

令和 元年 5月 事業開始（王子東地区、赤羽西地区、滝野川西地区）

受講者募集（再募集）

6月 受講予定者三者面談

（赤羽東地区、滝野川西（王子西）地区）

7月 事業開始（赤羽東地区、滝野川西（王子西）地区）

子ども・子育て会議資料  
令和元年7月31日  
子ども未来部子ども未来課

## 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について

### 1 要 旨

北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、主に家庭の事情等により孤食の常況にある子どもを対象に食事の提供及び居場所づくりを行う団体を支援する「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業」を平成29年10月から開始した。

今年度14団体（昨年度13団体）からの申請を受け付け、審査後、全ての補助金申請団体に対して補助金の交付を決定したことを報告する。

### 2 現 状（地区別補助金交付決定団体数）

王子地区4団体、赤羽地区8団体、滝野川地区2団体※詳細は裏面に記載

### 3 事業の概要

#### （1）対象事業

子どもたちが気軽に立ち寄り、過ごすことのできる居場所を作り、以下を実施することを要件とする。

- ① 食事の提供に関すること
  - ② 勉強や遊びなど、子どもが安心して過ごせる環境づくりに関すること
- （2）開催頻度 月2回以上、定期的を実施することを要件とする。

#### （3）補助金額

- ① 初期経費 10万円 冷蔵庫、調理器具、食器等
- ② 運営経費 20万円 消耗品、食材、保険料等

### 4 スケジュール

平成31年4月10日	事業周知（HP、北区ニュース4月10日号）
4月10日	申請受付開始
令和元年5月15日	補助金申請団体募集締め切り
5月下旬	審査
6月上旬	補助金交付決定

【参考】

補助金交付決定団体名等

地区	No	団体名	実施場所（施設名）	開催日時
王子	1	子ども食堂「ののはな」	王子本町 1-19-2 （王子教会）	第 1、3 水曜日 16 時～19 時 30 分
	2	NPO 法人 寺子屋子ども食堂・王子	王子 4-22-14 ヴェージュハウス 1 階 （越野建設）	毎週月曜日、木曜日 17 時 30 分～20 時 30 分
	3	子ども食堂「としま虹」	豊島 3-6-5 渡辺ビル 1 階 （豊島虹のセンター）	第 2、4 火曜日 16 時～20 時
	4	子ども食堂キタクマ	豊島 5-3-13 （ココキタ）	第 1、3 金曜日 17 時～20 時 30 分
赤羽	5	発元気食堂	浮間 1-7-4 （株式会社せいりょう）	毎週月曜日 17 時 30 分～19 時
	6	きりっこ食堂	桐ヶ丘 1-9-1-7 （三益酒店）	第 2、4 木曜日 17 時 30 分～19 時 30 分
	7	西が丘こども食堂 「じゃがいも」	西が丘 1-47-14 （個人宅）	（令和元年 6 月開始） 第 1、3 水曜日 16 時 30 分～19 時
	8	赤羽こども食堂 もぐもぐ	赤羽西 1-17-12 （宗泉寺）	第 2、4 火曜日 17 時～20 時
	9	さくらんぼ食堂	赤羽北 2-25-8-201 アクトピア北赤羽六番館 （赤羽北ふれあい館）	（令和元年 7 月開始予定） 第 2 木曜日、3 土曜日 18 時～20 時
	10	たまにはみんなで晩ごはん かあさんの夕めし屋	赤羽 2-4-14 蛇の目赤羽ビル 1 階 （ソーシャルコミュニティめぐりや）	第 2、3 木曜日 17 時～20 時 30 分
	11	てこら Cafe	東十条 6-4-17 （常住寺）	第 1、3 水曜日 16 時 30 分～19 時
	12	こども食堂あゆみ	東十条 6-5-19 （社会福祉法人あゆみ）	第 2、4 水曜日 17 時～20 時
滝野川	13	あすか子ども食堂	西ヶ原 2-13-9 池原ビル 1 階 （サクラティーズ）	第 2、4 金曜日 16 時～20 時
	14	滝野川子ども食堂	滝野川 2-32-1 （馬場自治会館・馬場ふれあい館）	第 2、4 水曜日 16 時 30 分～20 時

## 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について

## 1 要 旨

消費税が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、本年度、標記給付金を支給する。

## 2 内 容

## (1) 支給対象者等

- ・令和元年度11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母で、基準日（令和元年10月31日）において、これまで、法律婚をしたことがない方
- ・236名程度を想定

## (2) 支給金額等

- ・17,500円
- ・令和2年1月の定時払い時に合わせて支給する
- ・経費の費用負担は、全額国庫負担（給付金及びシステム改修経費等）

## (3) 申請について

- ・対象者に対し、児童扶養手当の現況届のお知らせ時に案内書類を発送する。  
※令和元年7月以降の新規申請者については、個別に案内を送付予定。
- ・申請受付 令和元年8月1日（木）より開始

## (4) システム改修について

経費 3,328,000円（6月補正予算案に計上）

## 3 スケジュール

令和元年	7月	システム改修着手
	7月下旬	対象者あて案内書類を発送
	8月～	申請受付
2年	1月上旬	交付決定通知発送
	1月	給付金の支給



子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）による  
児童手当の電子申請の運用開始について

1 要 旨

区民の利便性の向上を図るため、令和元年6月1日より子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）により、児童手当において電子申請による受付を開始した。

2 内 容

（1）電子申請の受付を開始する手続き

- ・児童手当の現況届、消滅届
- ・児童手当の新規申請、額の改定届、氏名及び住所の変更届

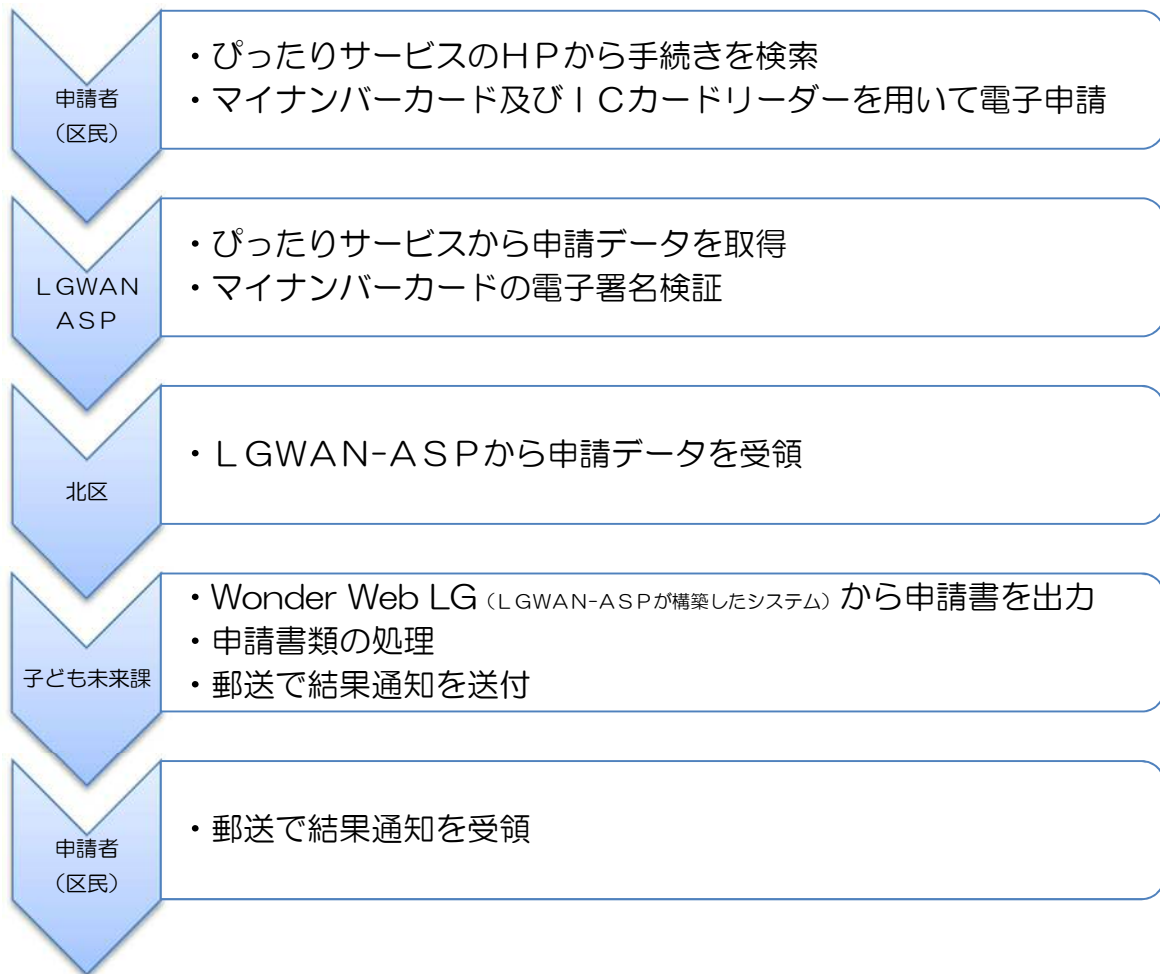
（2）導入効果

・上記の児童手当の各種申請手続きにおいて電子申請が可能になり、来所や郵送の手間が省け利便性が向上する。

\*なお、ぴったりサービスのHPにおいて、子育て関連手続きの詳細や必要書類の検索ができるサービスは、全国的に実施済み

（裏面へ続く）

### 3 申請及び事務処理の流れ



### 4 スケジュール

令和元年5月20日 北区ニュースにより周知

6月1日～ 電子申請の受付開始

### 5 23区における電子申請の実施状況 (平成31年4月1日時点)

- ・実施済：12区
- ・未実施：11区 (北区を含む)

子ども・子育て会議資料  
令和元年7月31日  
子ども未来部子ども家庭支援センター  
子ども未来部副参事（児童相談所開設準備担当）

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検及び乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（平成30年度調査結果）

## 1 要 旨

- (1) 平成31年1月に千葉県野田市で発生した小学校4年生死亡事案（以下「本事案」という。）を受け、本事案のような虐待が疑われるケースについて関係機関が緊急に点検し、教育委員会・学校、区、児童相談所及び警察等が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とした「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」（以下「緊急点検」という。）（平成31年2月14日付内閣府、文部科学省及び厚生労働省通知）を実施した。
- (2) 平成30年3月に東京都目黒区で発生した5歳（当時）女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案を受け、区の福祉サービス等を利用していない子どもを目視すること等により、福祉や教育等、家庭以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とした「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）」（以下「緊急把握」という。）（平成30年7月20日付厚生労働省通知）を実施した。

## 2 現 況（経過等）

- (1) 緊急点検については、健康福祉部門・児童福祉部門等が2月14日現在、2月1日以降1度も登園・登校等していない児童生徒等を把握し、3月8日までの間に教職員等が面会により確認を行った。
- (2) 緊急把握については、子ども家庭支援センターが母子保健部門・学校教育部門等と連携し、6月1日時点で北区に住民票がある、乳幼児健診未受診者や、未就園児、不就学児等で福祉サービス等を利用していないなど安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに緊急的に把握し、10月以降、子ども家庭支援センター職員による訪問調査や東京入国管理局への出入国状況の照会等により把握を行った。

### 3 緊急点検結果（平成30年度調査結果）

点検対象 (2月14日現在、2月1日以降1度も登園・登校等していない児童生徒数)		面会できた児童生徒数	面会できなかった児童生徒数	左記のうち、区や児相、警察への情報共有について		担当課
				した※2	していない※3	
保育所等	30	23	7	4	3	保育課
認定こども園	1	1	0	0	0	学校支援課
私立幼稚園	5	0	5	1	4	子ども環境応援担当課
区立幼稚園	0	0	0	0	0	教育指導課 教育総合相談センター
区立小学校	51	47(1)※1	4	4	0	
区立中学校	71	54	17	17	0	
児童発達支援施設等	2	1	1	0	1	障害福祉課
計	160	126	34	26	8	

※1 カッコ内の数字は、面会の結果、虐待の恐れがあるとしてその結果を情報共有したものの。平成31年3月末時点で虐待の恐れはないことが判明した。

※2 平成31年3月8日時点で面会できず、区や児相、警察へ情報共有した26名について、令和元年6月14日時点で21名の児童生徒の状況を家庭支援センター職員が確認した。現在、5名の児童生徒について調査を継続している。

なお、5名の内訳は、「入管調査中」及び「不登校」である。

※3 共有していない理由として「里帰り出産のため」「出国中」「入院中」等がある。

《参考》児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全について

北児童相談所管内における北区の対象児童49名（2月14日現在、児童相談所において継続指導中、児童福祉司指導中となっている在宅「被虐待」児童）について、全ての児童と面接できており、継続対応している。

### 4 緊急把握結果（平成30年度調査結果）

対象範囲 (平成30年6月1日付住基児童数)		把握対象児童数	把握児童数	未把握児童数	主な担当課
		9月末	3月末		
0～3歳児 (11,236名)	健診未受診で区の福祉サービス等を受けておらず居住実態が不明な児童を抽出	9	9	0	健康推進課
4・5歳児 (5,038名)	住基情報から区の福祉サービス等を受けておらず居住実態が不明な児童を抽出	17	17	0	子ども家庭支援センター
6～14歳児 (19,526名)	学齢簿を基に就学状況が不明な児童を抽出	3	3	0	学校支援課
計		29	29	0	

## 資料 10

子ども・子育て会議資料  
令和元年7月31日  
子ども未来部子ども家庭支援センター  
子ども未来部副参事（児童相談所開設準備担当）

星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営について

### 1 要 旨

保護者が入院、出産や出張などで一時的に子育てが困難になった時に、短期間児童を預かるショートステイ・トワイライトステイ事業を、区内の児童養護施設である星美ホームに委託して実施している。

今回、星美ホームの建物改築工事に伴い、本事業を実施できない期間が発生する。

また、建物の改築を踏まえた事業の見直し協議により、試行的に申請期限の短縮を行う。

### 2 概 要

令和元年7月1日	利用者の申請期限を7日前から5日前に短縮（試行運用）
令和元年8月12日	星美ホーム改築工事開始
令和元年8月12日～19日	事業休止（ガスや水道、電気等のライフラインが全て停止するため。）
令和元年8月20日～	事業再開（専用スペースの確保ができないため、施設の子どもとの一体的な受け入れを行う。）
令和3年3月末	星美ホーム竣工予定

### 3 スケジュール

令和元年7月 北区ニュース及びホームページによる周知

第4期子ども・子育て会議 部会（案）

構成	氏名	所属	次世代育成支援行動計画部会	支援事業計画部会
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	○（部会長）	
	神長 美津子	國學院大學教授		○（部会長）
	伊藤 秀樹	東京学芸大学講師		○
	小田川 華子	首都大学東京客員教授	○	
区内団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	○	
	足立 賢一郎	北区民生委員児童委員協議会	○	
	佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会		○
	鹿田 昌宏	北区医師会		○
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	○	
	田邊 茂	北区私立幼稚園協会		○
	林 賢太郎	連合東京北地域協議会		○
	森 健太郎	北区立小学校PTA連合会	○	
	未 定	北区立中学校PTA連合会	○	
区職員・ 関係行政機関	奥村 宏	北区立中学校長会	○	
	貝塚 一石	北区立小学校長会		○
	香宗我部 まゆみ	北区立保育園長会		○
	坂内 八重子	北区立児童館長会	○	
	服部 晶子	北区立幼稚園長会		○
	横森 幸子	東京都北児童相談所	○	
区 民		公募委員	○	
		公募委員	○	
		公募委員		○
人数			12	10

※五十音順、敬称略